

COVID-19 重症化リスク 判定する検査を保険適用

中央社会保険医療協議会（中医協、会長＝小塩隆士・一橋大学経済研究所教授）は2月3日に総会を開き、臨床検査（E3〔新項目〕）の1製品の保険適用を了承した。了承されたのは、シスメックスの「HISCL IFN-λ3 試薬」。2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、血清中のインターフェロン-λ3（IFN-λ3）を測定し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者の重症化（中等症Ⅱ以上）リスクの判定を補助する検査。区分番号「DO13」肝炎ウイルス関連検査の「14」HBV ジェノタイプ判定の所定点数を準用する。

保険点数は340点。同検査について厚生労働省は、中等症以上を除くCOVID-19患者で、入院が決まっている患者や外来患者などのうち、重症化と関連する基礎疾患を有する場合を対象と想定している。検査の実施については、基本的に医師が総合的に判断するとした。検査にかかる時間は17分とし、供給体制については、必要な在庫の確保や生産体制の整備は十分だとした。

■「インターフェロン-λ3（IFN-λ3）」の取り扱いを通知

厚労省は2月3日付で、「検査料の点数の取り扱いについて」を、地方厚生（支）局や都道府県に宛てて通知した。この日中医協で保険適用が認められた「HISCL IFN-λ3 試薬」に関連し、区分番号「DO13」肝炎ウイルス関連検査に、「インターフェロン-λ3（IFN-λ3）」を加えることを示した。点数は「14」HBV ジェノタイプ判定の所定点数を準用するとし、2回以上算定する場合は、前回の検査結果が基準値未満であることを確認するとしている。

■「手引き」の中等症Ⅱの患者が相当

厚労省は同日付で、「疑義解釈資料の送付について（その53）」を、地方厚生（支）局や都道府県に宛てて事務連絡した。

「インターフェロン-λ3（IFN-λ3）」の適用が「呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く」とされていることについて、呼吸不全管理を要する中等症とは「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に記載されている、中等症Ⅱに該当する患者」と示した。

特措法改正案が成立

～2月3日公布、13日施行（一部は4月1日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案が、2月3日の参議院本会議で賛成多数で可決、成立した。

同日公布され、13日から施行となる（ただし一部は4月1日）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定した。また併せて、事業者および地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、COVID-19を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができるとした。

さらに、宿泊療養や自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講じるとした。

医療情報③
厚生労働省
調査

東京都の抗体保有率は0.91%に ～新型コロナウイルス抗体保有調査の速報を発表

厚生労働省は2月5日、第2回の新型コロナウイルス抗体保有調査の速報結果を発表した。東京都の抗体保有率は、前回（昨年6月実施）を0.81ポイント上回る0.91%だった。

調査は、昨年12月14日から25日にかけて、東京、大阪、宮城、愛知、福岡の各都府県で、抽出し調査参加に同意を得た住民を対象に実施。参加人数は、東京3399人、大阪2746人、宮城2860人、愛知2960人、福岡3078人の合わせて1万5043人。

第1回同様、ロシュ社製とアボット社製の2種の検査試薬とともに陽性とされたものを「陽性」とした。測定結果について、東京では、陽性率が0.91%（95%信頼区間0.62-1.29%）、大阪では0.58%（同0.33-0.94%）、宮城は0.14%（同0.04-0.36%）、愛知は0.54%（同0.31-0.88%）、福岡では0.19%（同0.07-0.42%）だった。

医療情報④
日本医師会
中川俊男会長

緊急事態宣言延長、 「率直に評価する」

日本医師会（日医）の中川俊男会長は、2月3日の定例記者会見で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長したことについて、「菅義偉首相の英断を率直に評価する」などと述べた。中川会長は、感染者数が下がり切らない状態で対策を緩めると、再び感染が拡大に転じる可能性がある」と指摘。緊急事態宣言が発出された頃の新規感染者数のピークをさらに上回るような感染拡大が起こる可能性を指摘し、危惧を示した。

また、COVID-19のワクチン接種については、「これまでの『守り』の闘いから『攻め』に転じるもの」と評価。「日本医師会を始め全国の医師会は、あらゆるケースを想定しながら、COVID-19ワクチン接種体制の構築に全力で取り組んでいく」と表明した。

さらに、同月 2 日に日本医薬品卸売業連合会の役員等とワクチン移送の準備状況について情報共有と意見交換を実施し、さらに連携を強化することで一致したことを明かした。

■病床確保に向けた具体的方策

この日の会見では、猪口雄二副会長が、四病院団体協議会と全国自治体病院協議会との合同で立ち上げた「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」をこれまでに 2 回開催し、「病床確保等に向けた具体的方策」を取りまとめたことを報告した。

方策ではまず、以下の 6 つのポイントを挙げた。

- ① 都道府県医師会、都道府県病院団体および支部による協議会の立ち上げ
- ② 協議会による情報共有の仕組みの構築・活用
- ③ 受け入れ病床の確保策
- ④ 後方支援病床の確保策
- ⑤ 宿泊療養施設や自宅療養の充実
- ⑥ 地域の医師・看護師等の派遣等による対策

②では、協議会で発信し合う情報として、以下などを挙げた。

- ▼ 都道府県内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者発生状況
- ▼ 地域ごとの病床使用率、宿泊療養施設の使用率
- ▼ 不足する医療機材等の支援要請
- ▼ 病床確保、感染防止、医師等の派遣に関する財政支援策（国庫補助事業、地方単独事業）、関係法令上・診療報酬上の取り扱いに関する情報
- ▼ その他、COVID-19 患者受け入れに資する情報

また④では、急性期を過ぎ、引き続き入院加療を要する COVID-19 患者の転院については、協議会もしくは地域医療構想調整会議等において、転出希望病院と転入可能医療機関の組み合わせのマッチングを行うとした。受け入れ病床、後方支援病床の確保は緊急性があるため、「WEB 等を活用し、頻回かつできるだけ多くの病院が参加できるように工夫する」とした。

⑤では、行政から地域医師会への健康フォローアップ業務委託を推進し、医師・看護師・事務職等の派遣を行うとした。

さらに⑥では、地域の実情に応じて JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、AMAT（全日本病院医療支援班）などの枠組みを活し、医師等の派遣を行う。具体的には以下の例が考えられるとしている。

【地域の医師・看護師等の派遣（JMATの派遣）】

- ▼ COVID-19 患者受け入れ病院に医師・看護師を派遣した病院
- ▼ 受け入れ病院の外来診療部門への派遣

- ▼受け入れ病院から入院患者（回復後のコロナ患者、コロナ以外の患者）を引き受けた病院への派遣
- ▼宿泊療養施設や自宅療養の健康フォローアップ業務（WEB可）
- ▼AMATは、その特性や機能を活かして（例：病院救急車による患者の移送・搬送）上記に準じた活動を行う

【受け入れ病院からの外来患者引き受け】

- ▼地域の診療所等

【DPATの派遣】

都道府県知事の要請により以下の活動を行う。

- ▼宿泊療養施設や自宅療養の患者に対する精神的ケア（WEB可）
- ▼受け入れ病院所属職員の精神的ケア（WEB可）

医療情報⑤
日本医師会
調査

診療所経営、 回復基調もまだマイナス

日本医師会（日医）は2月3日の定例記者会見で、2020年9～10月分の新型コロナウイルス感染症の診療所経営への影響調査の結果を公表した。

20年3月分から数えて6回目の調査。入院外の総件数は、診療所全体では9月が前年同月比8.0%のマイナス、10月が同3.3%のマイナスだった。診療科別にみると、内科では9月が同-5.6%、10月が同-2.9%だったのに対し、耳鼻咽喉科では9月が-18.8%、10月が-10.6%。

また、小児科では9月が-31.5%、10月が-15.8%だった。総じて減少傾向は改善しつつあるが、特定の診療科では受診控えが深刻な状況がうかがえる。

1 施設あたりの医業収入は、9月は無床診療所で対前年同月比-62.5万円、有床診で同-25.5万円。10月は、無床で12.9万円のプラスとなったものの、有床診では-9.1万円だった。日医では、10月の無床診のプラスは、前年に比べ診療日数が多かった影響もあるとしている。

感染拡大防止等支援事業補助金については、94.4%の診療所で申請済みまたは申請予定だった。補助額については48.8%が不十分と回答した。

また、診療報酬の特例については、知らなかったとする回答が、院内トリアージ実施料については25.7%、時間外加算等については46.8%を占めた。

基本的対処方針改訂に合わせ 高齢者施設の検査を要請

厚生労働省は2月4日付で、「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

都道府県等に対し、引き続き、高齢者施設等での検査の徹底を求めている。さらに、改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2月2日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）に基づき、特定都道府県と特定都道府県の管内にある保健所設置市・特別区に対しては、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、実施するよう依頼している。

集中的実施計画の策定については、以下の7項目のすべてを満たす計画を、2月12日までに策定するよう求めている。さらに、3月を目途に実施するよう要請している。

- ①対象地域を保健所等の区域を単位として指定する
- ②対象施設種別（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）を地域の実情に応じて設定する
- ③対象者には、従事者を含める
- ④施設の状況にも十分配慮したものとする
- ⑤検査方法（個別検体によるPCR、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR、抗原定性検査など）を定める
- ⑥検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載する
- ⑦集中的実施計画による検査は3月中までを目途に実施することとし、集中的実施計画に3月中までが終期となるよう計画期間を記載する

宿泊療養の強化を都道府県に要請 ～2月3日付で都道府県等に宛てて事務連絡

厚生労働省は2月3日付で、「宿泊療養施設のさらなる確保について（要請）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新規感染者数は引き続き高い水準で推移していることから、「特に病床占有率が高い地域においては、宿泊療養施設のさ

らなる確保について検討」するよう求めた。

その際の参考として、以下の3項目で、先行事例を示している。

▼看護職員等の人材確保

▼部屋の消毒・清掃等の運用面の対応

▼医療チームによる宿泊療養施設の健康管理体制の強化

医療情報⑧
厚生労働省
事務連絡

特定流行国センターでの 健康観察、対象国を追加

厚生労働省は2月4日付で、「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について（新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置）」を一部改正し、都道府県等に宛てて事務連絡した。

変更点は、特定流行国センターでの健康観察の対象として、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州）から入国した者が追加された。

医療情報⑨
厚生労働省
通知

COVID-19 ワクチン 副反応対応で通知

厚生労働省は2月1日付で、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」を、都道府県に宛てて通知した。新型コロナウイルスワクチン接種後に、副反応を疑う症状を認めた場合、まずは身近な医療機関を受診することとなる。

さらに、必要に応じて身近な医療機関からの紹介により、専門的な医療機関に円滑に受診できる体制が必要となる。専門的な医療機関を予め確保するため、都道府県医師会、関係学会等と連携の上、専門的な医療機関への協力依頼を行うよう求めた。

ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保のための都道府県の準備については、以下の4点を挙げている。

▼協力を依頼する専門的な医療機関としては、総合診療科や複数の分野の内科診療科を有する等、総合的な診療ができる体制を有する医療機関が適当と考えられる。

▼協力医療機関においては、円滑な受診のため、院内地域連携室等に新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う患者の紹介に対応するための窓口を設けることや、地域の医療機関等からの相談に対応することなどが求められる。

なお、協力医療機関の相談窓口の設置や連絡体制整備等に要する経費であって、診療報酬の対象とならないもの（連絡調整や相談に関する医療機関への謝金や、相談窓口設置委託料等を想定）については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施分）の補助対象となる。

- ▼都道府県は、接種医やかかりつけ医が、専門的な医療機関を円滑に紹介できるよう、協力医療機関のリストを作成し、ワクチンを接種する医療機関等に情報共有する。
- ▼なお、都道府県が設置する相談窓口においては、住民から新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に関する相談を受けた場合は、相談内容に応じて、接種医やかかりつけ医等の身近な医療機関を受診するよう促すなど、適切に対応するものとする。

医療情報⑩
2月7日
現在

国内の感染者数、40万人を超える ～国内死者は、前日から95人増えて6338人

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、2月7日零時時点で、前日より2276人増えて、合わせて40万3435人となった。このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2164人、国内事例が40万1256人。

国内の死者は、前日から95人増えて6338人となった。すでに退院している人は、前日より3359人増えて36万2231人となった。入院治療を要する3万4930人のうち、人工呼吸器を使用または集中治療室に入室している重症者は、前日から20人減って795人だった。2月5日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は748万7703件だった。2月7日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が10万3416人（死亡1017人）で最も多く、次いで大阪府の4万4959人（死亡991人）、神奈川県が4万2117人（死亡538人）、埼玉県の2万6524人（死亡403人）、愛知県の2万4503人（死亡436人）などとなっている。

■感染者100万人超え、21カ国に

厚労省のまとめ(図表)によると、2月7日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が2691万人あまりに達した。死者数は約46万2000人となった。インドでは、感染者が約1083万人に達し、死亡者は約15万5000人。ブラジルでは感染者数が約945万人、死者は約23万人。このほか感染者が100万人を超えているのは、英国、ロシア、フランス、スペイン、イタリアなどの合わせて21カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて81の国と地域。感染者が1万人を超えているのは134の国と地域だった。

ヨーロッパでは、英国で感染者が394万人あまりに達したほか、ロシアでも約391万人となっている。フランスでは約338万人、スペインで約294万人、イタリアで約263万人、ドイツでは約229万人となった。さらに、ポーランドで約155万人、ウクライナで約129万人、チェコで約103万人、オランダで約102万人となった。中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約215万人、アルゼンチンで約198万人、メキシコで約193万人、ペルーで約117万人の感染が確認されている。アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約115万人となったほか、パキスタンで約55万人、バングラデシュで約54万人、フィリピンで約54万人となっている。中東地域では、イランで感染者が約146万人となったほか、イラクでも約63万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約147万人に達した。また、モロッコで感染者が約47万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	26,916,192	462,173	ベルギー	723,870	21,352
インド	10,826,363	154,996	イスラエル	685,583	5,071
ブラジル	9,447,165	230,034	イラク	627,416	13,111
英国	3,941,273	112,305	スウェーデン	588,062	12,115
ロシア	3,907,653	75,010	パキスタン	554,474	11,967
フランス	3,376,266	78,940	バングラデシュ	537,770	8,190
スペイン	2,941,990	61,386	フィリピン	535,521	11,110
イタリア	2,625,098	91,003	スイス	531,873	9,606
トルコ	2,524,786	26,685	モロッコ	474,966	8,381
ドイツ	2,285,003	61,551	オーストリア	422,522	7,994
コロンビア	2,151,207	55,693	セルビア	406,352	4,112
アルゼンチン	1,976,689	49,110	ハンガリー	375,125	13,026
メキシコ	1,926,080	165,786	サウジアラビア	369,961	6,397
ポーランド	1,545,530	38,994	ヨルダン	333,855	4,369
南アフリカ	1,473,700	46,180	パナマ	326,464	5,455
イラン	1,459,370	58,412	アラブ首長国連邦	323,402	914
ウクライナ	1,285,059	24,735	レバノン	317,836	3,562
ペルー	1,173,045	41,933	ネパール	271,806	2,035
インドネシア	1,147,010	31,393	スロバキア	261,774	5,135
チェコ	1,030,112	17,129	ジョージア	261,620	3,269
オランダ	1,015,757	14,468	エクアドル	257,115	15,004
カナダ	805,794	20,700	ベラルーシ	256,959	1,773
ポルトガル	761,906	13,954	カザフスタン	243,404	3,119
チリ	748,082	18,895	マレーシア	238,721	857
ルーマニア	743,343	18,809	クロアチア	235,126	5,144